

販促イベント事業費補助金

(組合・団体等消費喚起事業)

新型コロナウイルス感染症拡大により悪化した地域経済の回復を図るために、各種組合・団体等が実施する、地域内での消費を喚起する販促イベント事業に係る経費を補助することにより、事業者の事業継続を応援します。

制度概要

補助対象事業者	<p>① 組合等 弘前市内に事業所を有する事業協同組合等</p> <p>② 任意団体 20以上の事業者で構成された団体</p> <p>③ 複数の団体又は事業者で構成された団体</p>
補助対象経費	<p>◎地域内における販促イベントの実施に係る以下の経費を対象とする。 ▶賃金、謝金、旅費（費用弁償に限る。）、景品等購入費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料（イベント等の開催に要するものに限る。）、振込手数料</p>
補助金額 補助率	<p>◎補助金額 最大300万円 ※イベント開催日数、参加店舗数により異なります。 ◎補助率 100%</p>
申請方法	<p>以下の書類を作成し、申請受付期間内に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年度弘前市販促イベント事業費補助金交付申請書・事業計画書 ・収支予算書 ・定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの・販促イベントの内容が確認できるもの ・参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの
支給方法	概算払い
実績報告	<p>以下の書類を作成し、期限内に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年度弘前市販促イベント事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書・事業実績書 ・収支決算書 ・領収証、受領証等支払を証明するものの写し・参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの ・販促イベントの実績が確認できるもの
留意点	<ul style="list-style-type: none">・広い消費喚起を目的とした事業に対する補助であるため、<u>1日限りのイベントや参加者が限定されるイベントは対象とはなりません。</u>・食糧費及び備品等購入費は対象経費とはなりません。・本事業の申請者は、プレミアム付商品券発行事業費補助金に申し込むことはできません。・弘前市商店街魅力アップ支援事業費補助金との併用はできません。・虚偽の報告等が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

※ 申請受付開始日 令和2年7月21日
交付決定にあたっては審査を行います。先着順ではありません。

問 弘前市 商工部 商工労政課 TEL 0172-35-1135 / FAX 0172-35-1105